

## 原 著

# スクールソーシャルワーカーの育成についての一考察 —人材に求められる能力と、育成の現状における課題について—

One consideration about upbringing of the school social worker

— About the ability that is demanded by a talented person and a problem in the present conditions of upbringing —

工藤 歩

**要約：**学校現場においては、これまでのいじめや不登校といった子ども自身の心的内面にその主軸をおく問題への対応だけでなく、虐待への対応や発達障害に関する支援など、これまでにはなかった子どもの生活課題にその中心を認めるような、新たな問題への対応を求められる状況が発生し、新たな学校支援の方法論の模索がおこなわれるようになり、社会福祉の援助理論を用いたスクールソーシャルワークの導入が声高に叫ばれるようになってきていた。

これらのことを踏まえ平成20年度より、全国141の地域においてスクールソーシャルワーカー活用事業の実施が予定されることとなった。

ところが社会福祉専門職者の養成機関におけるスクールソーシャルワーカーの育成がほとんど進んでいないことの結果として、各都道府県においてはスクールソーシャルワーカー活用事業を担うべき人材の確保に課題を抱えているという状況が発生していることがあげられる。

そこで実際に現場で活躍し得る知識と技術をもったスクールソーシャルワーカーを養成していく上で求められる、スクールソーシャルワーカーの知識や技術には、どういったものがあげられるのかを検証するとともに、そういった人材を育成していく上で現在の大学・大学院教育が抱えている課題について検証し、今後のスクールソーシャルワーカーの人材育成について検討をおこなうことが本研究の目的である。

**Key Words：**スクールソーシャルワーク、福祉教育、社会福祉士

## 1 研究の目的

これまで永らくの間、日本の社会福祉の分野、特に児童福祉の分野においてや、小学校・中学校を中心とした学校教育の現場において、また子ども家庭支援の現場などにおけるスクールソーシャルワークに対する認知は、一部の大学の児童福祉学研究者の間における研究対象としてや、民間の児童福祉支援実践者における手法として、もしくは都道府県や市町村の教育委員会や学校単位における独自の研究実践活動の対象として見なされてきた。

しかし既に平成7年度より文部科学省の事業として導入されている、小中学校におけるスクールカウンセラー

活用事業の一定の定着と成果と、それに伴うカウンセリングを中心としたシステムにおける、学校における子どもの抱える問題に対する支援の限界と課題の認識によって、新たな学校支援の方法論の模索がおこなわれるようになった。

さらに学校現場においては、これまでのいじめや不登校といった子ども自身の心的内面にその主軸をおく問題への対応だけでなく、虐待への対応や発達障害に関する支援など、これまでにはなかった子どもの生活課題にその中心を認めるような、新たな問題への対応を求められる状況が発生し、これら新たな問題を含めた専門的支援の一方策として、社会福祉の援助理論を用いたスクールソーシャルワークの導入が声高に叫ばれるようになってきていた。

そういった状況を踏まえた中で、平成20年度予算編成に向けた準備段階に入っていた平成19年度第2四半期の

時期に、文部科学省は財務省から平成20年度予算におけるスクールソーシャルワーカー活用に関する予算計上についての提案を受け、省内の検討をおこなった結果、平成20年度予算の概算要求時に正式にスクールソーシャルワーカー活用事業の予算請求をおこなうに至った。

その後国会における平成20年度予算の正式な了承を経て、平成20年度当初より全国においてスクールソーシャルワーカー活用事業が正式に文部科学省の研究事業としてスタートするに至ったのである。

この決定を受けて文部科学省が各都道府県に対しモデル事業の計画案提出を募集した結果、全国各地の教育委員会からさまざまなモデル事業の実施計画が提案され、最終的には全国約300余地域でのモデル事業が認可され実際の活動がスタートすることとなったのである。

この結果として、日本全国においてスクールソーシャルワーカーとして活動できる人材へのニーズが突如爆発的に高まることとなった。

ところが前述でも少し触れたように、日本における社会福祉専門職者の養成を担っている社会福祉系の大学、大学院においてすら、永らくスクールソーシャルワークはそれに関心を持つ個人研究者の研究領域として見なされてきたため、日本の教育機関においてはスクールソーシャルワーカーの養成基礎教育どころか、社会福祉の一領域としてのスクールソーシャルワーク自体すらほとんど教育されることなくここまで来たという現状がある。

その結果、即戦力として活躍できるスクールソーシャルワーカーを至急確保したいという現場のニーズに対し、福祉専門職者養成をおこなっている教育の現場である大学・大学院がほとんど対応できず、多くの地域で実際にスクールソーシャルワーカーとして活躍出来る人材の不足が発生しているという現状が認められるのである。

しかしその一方で、多くの教育委員会では今回の事業を実施するにあたっての人材の確保の対象としては、社会福祉士資格の有資格者を対象としており、実際の求人においても社会福祉士有資格者であることを要件としたところが約半数近くを占めたことが半羽らの調査<sup>1)</sup>によっても分かっているが、ところが現行の社会福祉士養成教育の中心を担っている社会福祉系の大学・大学院における教育カリキュラムには前述の通りスクールソーシャルワークに関する項目はほとんど含まれておらず、その結果、仮に社会福祉士資格の有資格者であるということでスクールソーシャルワーカーとして雇用されたと

しても、実際の活動においてはスクールソーシャルワークにおける固有の理論や実践モデルがほとんど反映されていない活動によってスクールソーシャルワーカー活用事業がおこなわれているケースが見られるなどの課題が指摘される原因となった。

そこで本研究では今後早急な整備が求められている、実際に現場で活躍し得る知識と技術をもったスクールソーシャルワーカーを養成していく上で求められる、スクールソーシャルワーカーの知識や技術には、どういったものがあげられるのかを検証するとともに、そういった人材を育成していく上で現在の大学・大学院教育が抱えている課題について検証し、今後のスクールソーシャルワーカーの人材育成について検討をおこなうことを目的とするものである。

## 2 スクールソーシャルワーカー活用事業の概要

スクールソーシャルワーカー活用事業は、前述のように財務省からの提案を元に、平成19年度に作成された文部科学省平成20年度予算案において計上された、初等中等教育局の「社会総がかりでの教育再生」と銘打った中における、「I 初等中等教育の充実」のうちの「(3) 豊かな心の育成と自立し挑戦する若者の育成」の中の「③いじめ問題等への対応や問題を抱える子どもの自立支援、教育相談体制の充実」において「いじめ問題に対し緊急的な対策を講じるための調査研究を行うとともに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待及び高校中退の未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の充実及び自殺予防に向けた取組など、児童生徒への支援の充実を図る」取組の一つとして、「いじめ対策緊急支援総合事業」「問題を抱える子ども等の支援事業」「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究」そして「スクールカウンセラー等活用事業補助」とともに位置づけられ、そのための予算として約15億円が計上されたことによって実現したものである。

文部科学省においては、今回のスクールソーシャルワーカー活用事業を実施するにあたり、その意図として、「いじめ、不登校暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒や保護者等の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用方法等について調査研究を行う」と規定している。

これらのことを踏まえ平成20年度第1四半期より、全国141の地域においてスクールソーシャルワーカー活用事業の実施が予定されることとなった。

実際の事業は平成19年度の第4四半期に入り文部科学省初等中等教育局から各都道府県の教育委員会に対し事業案の提出が募集され、その結果すべての都道府県よりスクールソーシャルワーカー活用事業における事業計画が提出された。ただしこの計画書における事業内容については各都道府県に一任されており、文部科学省はその計画書を審議した上で、予算配分の可否を決定するのみという形態をとった。

その結果301の地域において本年度スクールソーシャルワーカー活用事業が実施予定となり、実際に各地域において順次取り組みが進められていくこととなった（表1-1、表1-2参照）。

### 3 日本の教育現場におけるスクールソーシャルワークの現状について

こういった経緯によって実際に活動を始めた全国のスクールソーシャルワーカー活用事業であるが、各所で実践当初より早くも様々な問題点が指摘されることとなった。

まず一つ目として大学・大学院をはじめとする社会福祉専門職者の養成機関におけるスクールソーシャルワーカー

の育成がほとんど進んでいないことの結果として、実際に活動するスクールソーシャルワーカーを誰が担っていくのかという点が不明確となり、そのことによって各都道府県においてはスクールソーシャルワーカー活用事業を担うべき人材の確保に課題を抱えているという状況が発生していることがあげられる。

これは先にも述べたように日本の社会福祉専門職者養成の現場である大学・大学院において、スクールソーシャルワークがいまだ一般化した専門領域として認識されていないことと深く関連している問題である。

この問題を解決するために日本学校ソーシャルワーク学会主催の研修や日本スクールソーシャルワーク協会主催による養成講座、そして各地域にて独自に活動しているスクールソーシャルワークに関連した研究会などでは人材養成に向けた活動も若干見受けられるが、前述の通り専門教育として体系的にスクールソーシャルワーカーを養成するシステムを整えている大学・大学院はほとんど見受けられず、わずかに福島大学大学院における鈴木を中心とした取り組みや福岡県立大学大学院における門田を中心とした取り組み等がわずかに見受けられるくらいである。

今回の研究に際し筆者は全国の福祉系大学に対して簡易調査を実施したところ、全国に186校ある社会福祉士養成を目的とした大学および学部のうち、「スクールソーシャルワーク（学校ソーシャルワーク）」に関連し

表1-1 地域別 平成20年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施予定数

北海道	東北	関東	北陸	東海	関西	中国・四国	九州	合計
20	50	43	23	13	65	45	42	301

表1-2 都道府県別 平成20年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施予定数

北海道		東北		関東		北陸		東海		関西		中国・四国		九州	
北海道	20	青森	9	茨城	5	新潟	1	岐阜	1	滋賀	9	鳥取	4	福岡	2
		岩手	13	栃木	1	富山	7	静岡	7	京都	3	島根	5	佐賀	10
		宮城	5	群馬	3	石川	4	愛知	2	大阪	43	広島	5	長崎	2
		秋田	1	埼玉	8	福井	9	三重	3	兵庫	1	山口	1	熊本	1
		山形	14	千葉	1	長野	2			奈良	4	徳島	1	大分	7
		福島	8	東京	16					和歌山	5	香川	1	宮崎	2
				神奈川	8							愛媛	14	鹿児島	12
				山梨	1							高知	14	沖縄	6

注1) 上記表内における数値は事業に応募した都道府県、および市町村区単位で集計したものである

注2) 上記資料は文部科学省初等中等教育局児童生徒課の集計<sup>2)</sup>による

た科目を設置している大学はわずか12校だけであった(表2参照)。

つまり社会福祉の専門領域においてでさえスクールソーシャルワークはいまだ「市民権」を得たとは言いがたい現状がある中での今回の活用事業の実施であるということ。そしてその必然の結果としてスクールソーシャルワーカーとしての専門性を担保できる人材の確保が困難となり、その養成システムが未整備であるという問題が露呈したのだと指摘できるのである。

その事実はまた国家資格である社会福祉士の国家試験のこれまでの出題を振り返ることによっても容易に推察することができる。

上記試験については本年1月の試験で20回目を数えたが、その国家試験において「スクールソーシャルワーク」固有の専門的知識や援助技術を問うた問題はほとんど出題されてこなかった。ここ5年間に限ってみてもスクールソーシャルワーク関連の設問はわずか2問であり、このことからスクールソーシャルワークがスペシフィックな専門領域として認知されていないということがいえるのではないだろうか(表3参照)。

しかしその一方でスクールソーシャルワークを担う専門職者として、社会福祉士に対して大きな期待が集まっていることも事実である。その一つの論拠として先の

2008年5月26日、および5月27日に朝日新聞全国版の全面広告として掲載された社会福祉士養成校協会による社会福祉士の社会的認知に向けた企画広告「社会福祉士が変わる」があげられる。

この企画広告においては、「社会福祉士という資格をなるべくわかりやすく国民に知っていただく」という観点から、実際に社会福祉士として活躍している4名のソーシャルワーカーの仕事内容や今回の制度改正で何が変わったのかなどが紹介されているのであるが、この企画広告の中において病院のソーシャルワーカーや高齢者福祉分野のソーシャルワーカー、公的機関のソーシャルワーカー、それに厚生労働省の担当官らとともに、様々な領域におけるソーシャルワーカーの一人として、大阪府教育委員会においてスクールソーシャルワーカーとして活動をおこなっている金澤が紹介されており、このことから今後は社会福祉士がスクールソーシャルワーカーの中心を担っていかうという、この領域の意図がはっきりと認知できるといえる。

これらの意図を反映してか、今年度から実際に活動が開始されている各地のスクールソーシャルワーク活用事業においてその募集状況を確認すると、多くの場合において「社会福祉士」の有資格者であることを応募の条件にしているものが多数見受けられるが、そのほとんどが

表2 平成20年度開講 大学別スクールソーシャルワーク関連講義科目開講状況一覧

番号	大学名	学部	学科	科目名称	担当教員
1	目白大学	人間学部	(全学科選択可能)	学校ソーシャルワーク	常勤
2	東日本国際大学	福祉環境学部	精神保健学科(旧カリキュラムのみ)	学校ソーシャルワーク	非常勤
3	上智大学	総合人間科学部	社会福祉学科	福祉臨床特殊講義Ⅳ (スクールソーシャルワーク)	常勤
4	北星大学	社会福祉学部	福祉臨床学科	スクールソーシャルワーク論	非常勤
5	日本社会事業大学	社会福祉学部	福祉援助学科	スクールソーシャルワーク	常勤
6	兵庫大学	生涯福祉学部	社会福祉学科	スクールソーシャルワーク論	非常勤
7	大分大学	教育福祉科学部	人間福祉科学課程	スクールソーシャルワーク	常勤
8	吉備国際大学	社会福祉学部	健康スポーツ福祉学科	社会福祉学特講B (スクールソーシャルワーク論)	常勤A
9	吉備国際大学	社会福祉学部	健康スポーツ福祉学科	スクールソーシャルワーク論	常勤B
10	立命館大学	産業社会学部	子ども社会専攻	スクールソーシャルワーク論S	常勤
11	四国学院大学	社会福祉学部	子ども福祉学科	スクールソーシャルワーク論	常勤
12	関西福祉大学	社会福祉学部	社会福祉学科	スクールソーシャルワーク論	非常勤

単に「社会福祉士」有資格者であることのみを条件としている場合が多いのである。

しかし単純に社会福祉士であるということだけで、福祉領域の一分野であるにしても、スペシャリストとしてスクールソーシャルワーカーとして活躍し得るのかという点については、疑問の余地が多いに残ると言わざるを得ないと筆者は考えている。

特にスクールソーシャルワークという領域については、もちろん社会福祉における一領域である以上、社会福祉における援助技術や理論を基盤としながらも、その性質上、他の社会福祉領域以上に近接領域の理解や協働、コラボレーションを求められる。そう考えるならば、スクールソーシャルワーカーの養成においては社会福祉領域の専門的知識、技術を基盤としながらも、その他、近接領域についても理解を深めたスペシフィックな人材を養成するための環境整備が求められると考えている。

しかし現在の大学・大学院における社会福祉士養成教育においては、ジェネラリストの養成にその主眼が置かれていることが頻繁に見受けられ、そういった観点においては現場のニーズと養成機関側の思惑の間に小さからぬギャップが横たわっていると云わざるを得ないのである。

#### 4 スクールソーシャルワーカーが求められる能力について

では前章のように考えられるとするならば、現場で求められるスクールソーシャルワーカー像とは一体どういったものとなるのか、そしてそれに応え得る人材となるためにはどういった能力が各スクールソーシャルワーカーに求められるのであろうか。

これまで既にスクールソーシャルワーカーとして実際に活動をおこなってきた人たちによる種々の報告等を踏

まえてまとめるならば、スクールソーシャルワーカーには社会福祉学における児童福祉分野や障害児者福祉分野などにおける、これまでの実績を踏まえた様々な知識や技術、理論などをそれぞれのケースに応じて適切に実践、援用できることはもちろんのこと、関係福祉領域や保育学などの体系とも連携、援用をおこなえるだけの知識も必要とされている。

また心理学領域における子どもの心理的育成支援や各種心理検査・心理判定、カウンセリングやセラピーの実施などについても、対象ケースにおける必要性に応じて、そのプランニングやコーディネートを含め、スクールカウンセラーとコラボレーションしながらおこなえることが求められている。

また医学や児童青年精神医学領域におけるドクターとの連携によって障碍判定や虐待事例におけるメディカルケアなどについてもクリティカルな判断をおこなうことができるだけの知識や技術についても習得している必要が求められてくることになる。

加えてスクールソーシャルワーカーがメインのフィールドとして学校現場で活動することを踏まえ、教育学における学校組織運営論や学校制度論などを通して教育現場上の固有の理論やルール、特有のプロセスなどについても理解を深めていることが重要であること、また学校と教育委員会との役割や関係性、それぞれの特徴等も把握しておくことが重要であると指摘している。

そういった共通理解の上に、それらと協働しながら支援をおこなっていくことがスクールソーシャルワーカーにおいては重要であることが、実際の実践を通して認識することができるのである。

これらのことを踏まえてまとめるならば、スクールソーシャルワーカーにはスクールソーシャルワーク固有の理論、技術と他領域の専門性を統合しながら支援をお

表3 過去5年間に社会福祉士国家試験で出題されたスクールソーシャルワーク関連問題

試験回	出題科目	出題内容
第16回	心理学	設問として「スクールカウンセラーに関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを一つ選びなさい」とし、選択肢の中に、A「現在、我が国では、スクールソーシャルワーカーとも呼ばれ、各種社会資源の関係調整やフリースクールの運営などを主たる任務として活動している。」を設けた。
第18回	社会福祉援助技術	事例問題1としてスクールソーシャルワーカーによる援助に関し、問123から問125までを設けている。ここで、問123では「危機介入による家族状況の把握」について、問124では「スクールソーシャルワーカーがある状況下でおこなうクライアントY子との面接」に関して、問125では「この場面における終結の決定条件」に関しての設問を設けている。

こなえることや、ソーシャルワークだけでなく他領域の専門的技術をベースとしても子どもの支援計画を組み立てることができること、またそれらを実行するための分野間や機関の間における調整や仲介、そしてそれらをまとめた総合的な支援計画の作成ができることが求められているということが出来る。

そのためには他領域における活動方法や実践上のセオリーについて理解しておくことが重要となり、それらを踏まえた上で総合的な視点で活動をおこなうことが効果的な支援につながると考えることができる。

逆に福祉の手法に必要な以上にこだわってしまったり、他領域に対してのレスポンスが認められないと見なされてしまった場合には、思わぬトラブルを引き起こしたり、支援の効果が低下したり、実践が阻害されてしまうような事態に陥ってしまうことを認識しておく必要があることも、これまでのスクールソーシャルワーク実践者の報告を通して理解しておく必要がある。

さらに今年度から実際に活動をおこなっているスクールソーシャルワーカーからの報告などによって、現場の教員に対する相談活動や、コンサルテーションなどに対するニーズが非常に高いことも報告され始めている。

また今後のスクールソーシャルワークの理解を広めていくことや、スクールソーシャルワーク自体の拡大・発展のためにスクールソーシャルワーカー自身が積極的に講演研修活動をおこなっていくことの重要性も指摘されている。

## 5 求められる教育体制について

では前章であきらかになったような、現場で求められている能力を発揮できるスクールソーシャルワーカーを育成していくためには、社会福祉専門職者を養成する大学および大学院においてはどのような教育をおこなうべきで、そのためにはどういった教育体制を整備していく必要があると考えられるだろうか。

スクールソーシャルワーク、およびスクールソーシャルワーカーの活動するフィールドは文字通り「学校」という環境が中心ということになる。

しかしスクールソーシャルワーカー自身の、その活動の基盤はあくまでソーシャルワーカーとしての専門的知識・技術および価値に基づくものであり、それゆえにスクールソーシャルワーカー教育の基盤も当然、社会福祉学をメインとしたカリキュラムを構築していくことにな

る。

しかしその一方で、心理学や教育学といった近接領域についての知識や技術も踏まえた上で、活動がおこなえることが重要であることが前述からも判明しているので、そういった教育体制、カリキュラムについても十分に準備されておくべきである。

例えば心理学の分野であれば、臨床心理学や発達心理学、児童青年精神医学といった分野に重点がおかれる必要があると考える。これは実際に学校現場でスクールソーシャルワーカーが活動をおこなうにあたっては、当然スクールカウンセラーとのコラボレーションが求められることになるが、そう考えるならば、パートナーとしてのスクールカウンセラーの専門性や特性、学校支援の視点から見た課題等を客観的に分析し、理解した上で協働をおこなっていくことが、より質の高い支援をおこなっていく上でのキーポイントとなってくるからである。

また教育学においても学校組織運営論や学校制度論といった分野において学校現場自体や教育委員会の組織理解等を深めておくことが非常に重要となる。

こういった社会福祉固有の分野だけでなく近接領域における関連知識についても子どもの支援という軸のもとに体系的に学んでいく体制を構築することが現在のスクールソーシャルワーカー養成においては早急に求められているとまとめることができる。

そうすることによって慣れ親しんだソーシャルワークの現場とは異なる異分野のフィールドなのだということをスクールソーシャルワーカー自身は理解し、その異分野の特性を理解した上でスクールソーシャルワークの手法を用いたり、コンサルテーションをおこなったりすることができるようになるからであり、またそのことが非常に重要となってくるのである。

しかし現在の大学・および大学院における社会福祉専門職者養成教育においては、前述の第3章「スクールソーシャルワーカー養成の現状」において判明したように、そういったことを念頭に置いたスクールソーシャルワーカー養成教育はほぼおこなわれていないに等しい状況となっている上に、スクールソーシャルワークという領域自体も、またそれ自身の教育プログラムの体系化が確立しておらず、そういった観点から見ても、一刻も早い日本のスクールソーシャルワーク教育の「ミニマムスタンダード」の策定が求められているといった現状があるのである。

昨今からの、大学を取り巻く経営環境の悪化に伴い、各大学においては教育項目の伸長には慎重にならざるを得ないという状況も勘案しなければならない現状がある。しかしその一方でそういった現状を打破し、抜本的な改革が行われる必要も叫ばれているの現状においては、その再構築の一項目としてスクールソーシャルワーカー養成プログラムを含めていくことは戦略的にも非常に効果的であり、また必要な視点であるといえる。

## 6 結語

以上を踏まえまとめるならば、まず第一に「スクールソーシャルワーカーを養成するにあたって人材に求められていること」は、『社会福祉の知識・技術といった基本的な専門性の上にスクールソーシャルワーカーとしての専門性を合わせ持った人材であること』と、第二に『福祉だけでなく教育や心理、医療といった近接の他領域における必要な知識や技術に関する理解と、それぞれの特徴を理解し、それらを活用しつつソーシャルワークを展開出来る能力を持っていること』、などが求められているとまとめることができる。

そしてそれらの人材を育成するための課題として、現在の社会福祉士養成教育の中に体系化された一領域としてのスクールソーシャルワークを教育するためのシステム、およびカリキュラムづくりが不足しており、これら継続的な支援システムとして存続していくための「スクールソーシャルワーク」の基盤の一刻も早い整備が求められている、とまとめることができる。

## 引用文献

- 1) 半羽利美佳, 金澤ますみ, 浜田知美 (2008) 「今後のスクールソーシャルワーク実践に向けての課題 —スクールソーシャルワーカーへのアンケート調査から—」日本社会福祉学会第56回全国大会ポスター発表
- 2) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課内部資料 (2008) 「スクールソーシャルワーカー活用事業について」

## 参考文献

工藤歩 (2007) 「スクールソーシャルワークにおける援助技術の考察 — その1 特別支援教育に関連して —」関西福祉大学研究紀要第11号

社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (2004) 「第16回社会福祉士国家試験解説集」中央法規  
社団法人日本社会福祉士養成校協会編 (2006) 「第18回社会福祉士国家試験解説集」中央法規  
社会福祉士養成校協会 (2008) 「企画広告 社会福祉士が変わる」朝日新聞全国版広告

